

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 荒川 洋平



学位申請者 榊山 泰斗 （もみやま たいと）

論文名 代表性を示す「AはBのX」形式及びその関連表現の研究

【審査の結果】

本研究は、「銀行株は安定株の代名詞だ」「スカイツリーは東京の顔だ」等の、ある類における際立つ種、あるいはある全体における際立つ部分を表す「AはBのX」形式（上記の下線部分がXに当たる）を取り上げ、AとBとの意味関係に注目し、実例をもとにその意味と用法を明らかにすることを研究の目的としたものである。また、複数の「AはBのX」形式の比較を通して、それぞれの形式の意味と用法の記述を精緻化した。さらに、個別の形式の分析を踏まえて、AとXの関係にも注目し、概念メタファー及び融合理論（ブレンディング理論）を用いて「AはBのX」という形式の成立の基盤の解明を行った。

本研究は、現代日本語の一形式を考察対象に、理論に則り、それぞれのXスロットに入る語に関して辞書の定義・用法に始まり、実際の用例の文脈の渉獵をおこなった上でそれらの形式的・意味的特徴を明らかにし、特にいくつかの用例に関しては認知言語学の概念メタファー理論および融合理論を援用して深く、包括的な研究を行った研究として高く評価できる。審査委員全員一致で、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。

なお、審査委員会は、荒川洋平を主査とし、本学の鈴木智美教授、大谷直輝准教授、川村大教授、学外から早津恵美子氏（名古屋外国語大学教授・本学名誉教授、日本語学）、を副査とする5名で構成された。

【論文の概要】

本研究の概要を記す。

第1章は「はじめに」で研究の目的、対象、構成を述べた。続く第2章では分析、考察の前提となる概念、用語を示した。

第3章から第10章が本論であり、本論1・本論2に分かれる。

本論 1

第3章「AはBの代名詞」形式

「AはBの代名詞」形式においては、先行研究では取り上げられていない以下の3つの用法について明らかにした。

- ①AがBの上位カテゴリーである明示的提喻形式であり、かつ、AがBの代表的な側面である明示的換喻形式である用法（「神童はモーツァルトの代名詞だ」等）。
- ②AとBの類似性に基づく明示的隠喩形式の用法（「働きバチは日本人の代名詞だ」等）。
- ③ある一つの事象に対してAと捉える立場を妥当ではないとみなし、実態はBであると述べる用法（「地域開発（という言葉）は環境破壊の代名詞だ」等）。

そして、「AはBの代名詞」形式の「代名詞」という語に注目し、「代名詞」が「代わりのことば」という意味に再解釈されていると考え、AがBの「代わりのことば」として使われる動機付けについて考察し、「AはBの代名詞」形式について統一的に説明できることを示した。

第4章「AはBの顔」形式

「AはBの顔」形式においては、AとBの関係に着目し、まず、先行研究が取り上げていない形式として、AとBの関係が「種-類」関係の「AはBの顔」形式（「吉田沙保里は日本人アスリートの顔だ」等）について記述した。次に、「AはBの顔」形式と「AはBの代名詞」形式の比較を行い、その結果、AとBが「主体とその所有物」という関係の「AはBの顔」形式（「カローラはトヨタの顔だ」等）が存在すること、AとBが狭い意味での「全体-部分」関係であっても、「代名詞」形式に言い換えられないもの（「近本選手、淡路市の顔/*代名詞になれ」等）もあることが明らかにした。

そして、「AはBの顔」形式は「顔」という語がメタファーに基づき拡張し、<Bという複数の構成要素からなる全体、あるいは複数の成員を有するカテゴリーの存在を前提>とし、<その構成要素あるいは成員の中でも特に目立つAに注目>することを表す形式であることを示した。また、「受付嬢は会社の顔だ」のように、<代表性>のない「AはBの顔」形式があることを明らかにした。

同上「AはBの看板」形式

「オムライスはこの店の看板だ」等の「AはBの看板」形式については、BまたはBに関係する人が、他者（B以外の人）に対して<Aに注目することを望む>形式であることを明らかにした。加えて、Aに注目した後、<最終的にBを注目してもらう>という意味も表していることを示した。また、「AはBの看板」形式はAに「コト」が入る（「攻撃力がチームの看板だ」等）が、「AはBの顔」形式はAに「モノ」しか入らないことを明らかにした。

さらに、「看板メニュー」等の「看板 X」形式について、統一的に説明した。また、「A は B の看板」形式における A と B の関係について、「監督はチームの看板だった」のように A と B が「部分－全体」関係であるものと、「あきたこまちは県産米の看板だ」のように A と B が「種－類」関係であるものがあることを示した。

同上「A は B の目玉」形式

まず、「花火大会は観光の目玉だ」等の「A は B の目玉」形式の「目玉」という語が、
<複数ある候補の中で>A が B の<代表となる事柄>であることを明らかにした。そして、「A は B の目玉」形式は<B もしくは B に関わる人が意志を持って A に他者の注目を集める>ことを意味していることを明らかにした。また、「A は B の目玉」形式の B は何らかの目的を達成するためになされる行為またはその行為と隣接関係にあるものであることも示した。さらに、「目玉」という語が「A は B の目玉」形式の「目玉」の意味へ拡張するまでに、2 回のメトニミーと 1 回のシネクドキーを経ていることを示した。また、「目玉商品／目玉選手」等を用いた「A は B の目玉 X」形式の意味・用法を明らかにした。

第 5 章「A は B の王様／王者／チャンピオン」形式

「A は B の王様／王者／チャンピオン」形式（「カブトムシは昆虫の王様／王者／チャンピオンだ」等）を扱い、その意味・用法を明らかにした。まず、「王者」について、「備前刀は日本刀の王者だ」等の例によって、<他の（相当数の）選手等と戦い>、<勝ち上がって成る>ことに相当する<他と比較しまさっている>ことを表し、さらに、<高い実力・人気・収入（収益）を有する>ことを表す形式であること示した。

次に、「チャンピオン」について、「王者」と同様の用法に加え、<ある分野の第一人者>を顕著に表し（「ポールマッカートニーはラブソングのチャンピオンだ」等）、さらに、好ましくない事柄についても表すことができる表現であることを示した（「太郎は遅刻のチャンピオンだ」等）。

続いて、「王者／チャンピオン」の考察を踏まえ、「王様」という語について、その意味・用法を再考し、「スペインは海の王者／*王様だ」のように、他者と競って勝ち上がっていることが明白な場合は「王様」は使用できないことを示した。また、「コアラはよく眠る動物のチャンピオン／*王様だ」のように、「チャンピオン」との比較についても、他の同等のものとの比較を経て勝ち上がっていることが明白なものは「王様」が使えないことを示した。

第 6 章「A は B の代表」形式

まず、「代表」のプロトタイプ的意味として意味 1 と意味 2 を設定した。意味 1 は<A

はBの（他のメンバーの）代わりに、対外的に意思等を示す>という特徴を有し、意味2は<Aは、対外的に（Bの外で）競技等を行うために、Bの中から公式に最も優れた者として選ばれる>という特徴を持つ。次に、「有田焼は磁器の代表だ」等の例によって、「代表」がメタファーとして拡張している用法を取り上げ、プロトタイプの意味を構成する要素から<知名度・人気が高い>、<（Bの他のメンバーよりも）優れている>という要素が引き継がれていることを示した。なお、メタファーとしての「AはBの代表」形式のAとBの関係は、「種-類」関係であると考えられる。また、「代表的」という表現と「代表選手」等の「代表X」という複合名詞についても分析を行っている。

第7章「AはBの象徴／しるし／証し」形式

まず、「AはBの象徴」について、4つの用法があることを示した。一つ目は、「ハトは平和の象徴だ」等における抽象的な概念等をより具体的な事物等で表す用法であり、AとBの関係については、社会通念上定着しているものと考えられる。次の用法は、「ネズミは多産の象徴だ」等における、AとBに何らかの関係性があり、抽象的な概念等をより具体的な事物等で表す用法である。一つ目とは異なり、AとBに何らかの関係性が見出せ、「Aを見ればBが強く想起される」、「AはBを端的に表す」という性質を有する。3つ目の用法は、「聴診器は医者象徴だ」等における、AとBに何らかの関係性があり、AとBともに具体的存在の用法である。2つ目と同様に、AとBに何らかの関係性が見出せて、「Aを見ればBが強く想起される」、「AはBを端的に表す」という性質を有する。最後に、AとBの関係が「種-類」関係の用法である。「ユーチューバーは若者の象徴だ」等の例によって、AがBの理想的なものであり、AとBはどちらも具体的な存在であることを示した。

次に、「AはBのしるし」形式について、「AはBの象徴」形式と同様にAとBに何らかの関係が見出せ、その関係が当該の社会で相当数の人に認められている場合（「金の豚は繁栄のしるしだ」等）に加えて、AとBの関係を認めるのは一部の人である場合（「友達がかわるのは成長のしるしだ」等）にも用いることができることを示した。「AはBの証し」形式については、「AはBの象徴／しるし」形式との比較し、「朝食がきちんと食べられることは健康の証しだ」等の例により、AとBに関して、Bが抽象的な概念であり、Aがより具体的な事象であり、「しるし」同様個人あるいは一部の人が認めることを表せることを示した。また、「お肌のしわやたるみなどは老化の象徴／しるし／*証しだ」という例からわかるように、「象徴／しるし」とは異なり、Bが好ましくない事柄の場合使用できないことを明らかにした。

第8章「代表する」という表現について

「代表する」という表現について、「トヨタは日本を代表する企業だ」等の例によって、「AはBを代表するCだ」がいえる条件として、「A—C」が「種—類」関係であることに加えて、以下の3つのいずれかの条件を満たすことを明らかにした。すなわち、BとCが「類—種」関係である、BとCが「全体—部分」関係でありBに「空間」を表す語が入る、BとCが「全体—部分」関係でありBに「時間」を表す語が入る、の3つである。

また、「代表する」の類義語である「象徴する」という表現と比較することで、両形式の意味・用法の違いを明確にした。その相違点とは、「AはBを代表する／象徴するCだ」という形式において、「代表する」の場合は、AがBにおいて<知名度が高い><人気が高い>または<Bの他のメンバーより優れている>という性質を有するのに対して、「象徴する」の場合、<Aの性質・特徴を知ればBがどのような性質・特徴を有するかがわかる>という意味を表すということである。

本論 2

第9—10章 概念メタファー及び融合理論を用いた「AはBのX」の基盤の解明

9章及び10章では、概念メタファー及び融合理論（ブレンディング理論）を用いて「AはBのX」という形式の成立の基盤を解明した。まず、「顔／目玉」以外にも、身体における様々な重要な部分がXに当てはまる（「人工衛星は宇宙の目だ」「法務行政は国家の背骨だ」等）という言語事実に着目し、「際立った部分は重要な身体部位」という概念メタファーを示した。次に「際立った種は重要な身体部位」という概念メタファーに基づく表現を取り上げた。これについて、起点領域を目標領域どちらからも特徴を取り込み創発的な構造を作るという融合理論によって矛盾なく説明できることを示した。

続いて「看板／柱」等における「際立った部分は建造物の重要な部分」という概念メタファーを取り上げた。最後に、「際立った種は建造物の重要な部分」という概念メタファーを融合理論を用いて記述し、概念スペースの内容と構造を明らかにした。

【講評】

本研究は、現代日本語における「AはBのX」という表現形式において、Xのスロットに何らかの代表性を帯びた語が入る場合の意味と用法を網羅的な用例分析によって明らかにしようとしたものである。Xには「代名詞」「顔」「看板」「目玉」「王様」「王者」「チャンピオン」「代表」「象徴」「しるし」「証し」が選択され、実際の用例と文脈を丹念に追うことで、先行研究で述べられた「AはBの代名詞」、「AはBの顔」、「AはBのシンボル」という3つの明示的提喩・換喩形式が単に「類—種」関係、「全体—部分」関係を表示しているのではないことを踏まえ、「Aの項がBにおいて代表的な項である」という関係をも同時に示しているという言語事実を多くの用例を渉猟し、緻密な分析を積み

重ねることにより明らかにすることに成功している。さらに X のいくつかは「際立った部分は重要な身体部位」および「際立った部分は重要な建築物」というメタファーに基づいて意味拡張していることを示し、かつメタファーの設定の際に、起点領域にないイメージ・スキーマ構造を目標領域が持つ場合があり、融合理論を用いることで、これを統一的に説明できることを示した。

本研究は、個々の形式に関し、多くの用例に基づき行われた詳細かつ緻密な分析および記述がきわめて高く評価されたが、一方で審査委員からはその内容と研究の手法について以下のような質問およびコメントが提示された。

- (1) 個々の分析を纏め上げる一つの枠組みを提示し、そこに個々の事例が位置付けられるとさらに良いのではないか。
- (2) 考察の対象とした「A は B の X」形式において A-X の関係については十分な分析がなされているが、A-B の関係については分析が必ずしも十分ではなく、さらに研究を深める余地があるのではないか。
- (3) 「A は B の X」の意味が成立する基盤の研究として、概念メタファー理論と融合理論が用いられているが、本論文では、その分析対象が網羅的ではないので、今後、他の用例にも拡大していくことで、「A は B の X」という形式全体の意味の成立基盤を論じられないか。
- (4) 融合理論（ブレンディング理論）は、確かに異なるメンタル・スペース間の構造を「ブレンド」するものだが、これをメタファー写像における領域間の構造の不一致に当てはめることは、融合理論自体にどのような意味をもたらすのか。
- (5) 「際立ち」と「代表性」の2つは本来別次元の概念であるが、議論の中で必ずしも明晰に区別できていない可能性があるのではないか。
- (6) 概念メタファーとして立てた2つは並立するものではなく、何らかの包摂関係にあると考えられないか。

これらの問いに対し、学位申請者である靄山氏は自らの考察を説明しつつ、不十分な点は率直に認め、今後の課題とすべき点についても今後一層の研究を進めることを言明した。

公開審査および最終試験は、2023年1月7日（土）13:00～15:00に本学留学生日本語教育センター棟308教室で行われた。申請者により博士論文の概要の説明が行われた後、審査委員との質疑応答が行われた。各審査委員からの質問及びコメントに対して申請者は真摯な態度で明快に考えを説明した。また申請者は今後さらに研究を発展的に深めていく姿勢を示

し、それに見合う実力を十分に有していることが確認された。

【総合評価】

学位申請論文の内容、最終試験における発表、および質疑に対する応答等を総合的に判断した結果、審査委員会では、全員一致で、本申請論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるとの結論に達した。

以上